放課後等デイサービス	
主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千六
主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千八
保育所等訪問支援	千分の千六
障害児入所支援	
指定福祉型障害児入所施設において行う場合	
主として知的障害のある児童を入所させる場合	
当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千六
当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千六
主として盲児を入所させる場合	
当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千六
当該施設が単独施設又は主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千六
主として自閉症児を入所させる場合	千分の千六
主としてろうあ児を入所させる場合	
当該施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千六
当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千六
当該施設に併設する施設が主たる施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千六
主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	千分の千六
指定医療型障害児入所施設において行う場合（指定発達支援医療機関において行う場合を含む。）	千分の千
障害児相談支援	千分の千六

その他	
児童発達支援	千分の千
医療型児童発達支援	
放課後等デイサービス	
保育所等訪問支援	
障害児入所支援	
障害児相談支援	

備考　この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第六項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。）第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条第十号若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。

二　前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地域
一級地	東京都	特別区
二級地	茨城県	取手市
	埼玉県	和光市
	千葉県	成田市、印西市
	東京都	武蔵野市、町田市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、清瀬市、多摩市、稲城市、西東京市
	神奈川県	鎌倉市、厚木市
	大阪府	大阪市、守口市、門真市
	兵庫県	芦屋市
三級地	茨城県	つくば市
	埼玉県	さいたま市、志木市
	千葉県	袖ケ浦市
	東京都	八王子市、府中市、調布市、小平市、日野市、東久留米市
	神奈川県	横浜市、川崎市
	愛知県	名古屋市、刈谷市、豊田市
	大阪府	高槻市
	兵庫県	西宮市
四級地	千葉県	船橋市、浦安市
	東京都	立川市、昭島市
	神奈川県	海老名市